

積立定期預金規定

1. (預入れの期限等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の1ヶ月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1回10,000円以上(1,000円単位)とします。預入れの時は必ず通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (預金の支払い時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (証券類の受入れ)

この預金は、小切手その他の証券類による受入れはいたしません。

4. (利息)

この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当組合所定の積立定期預金利率によって計算します。

ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当組合所定の積立定期預金利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れます。

利率は、当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日)から適用します。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (満期日以後の利息)

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

6. (満期前解約)

この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および同条第3項または第4項により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6カ月未満 解約日における普通預金利率
- ② 6カ月以上1年未満 第4条に定める適用利率×50%

7. (解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。ただし、当組合が別に定める基準を満たす場合、個人の預金口座解約を当店のほか当組合本支店で取扱います。その際は、改めて本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。
- (3) 前項の解約等手続きに加え、この預金の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の呈示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約等手続きを行いません。
- (4) 次の①から④までの一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第13条第(1)項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 前記(4)のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時ないしはその後の取引の過程においてした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的要求行為
 - B. 法的な責任を越えた不当な要求行為

- C. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (6) 前2項において、当組合が通知によりこの預金を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、届出のあった氏名、住所にあてて当組合が解約の通知を発信した時に解約されたものとしします。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第(5)項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとしします。

9. (届出事項の変更、通帳等の喪失等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金の通帳または印章を失った場合の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この通帳を失った場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を送付した場合には、延着したときまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

11. (成年後見人等の届け出)

- (1) 預金者が、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名・住所・連絡先その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等においても、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人および任意後見監督人の氏名・住所・連絡先その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合も、前記(1)および(2) 同様に届出ください。
- (4) 前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ください。
- (5) 前記(1)から(4)の届出の前に、届出がなされていないことによって預金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

12. (印鑑照合)

払戻請求書 または諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

1 3. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位、その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

1 4. (取引の制限等)

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある取引を遮断するため次(1)(2)を定めます。

- (1) 預金者の情報(職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引の目的)および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求められます。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに届け出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
 - ① 預金契約に係る各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合。
 - ② 正当な理由なく、預金者から届出いただくべき事項の届出がない場合
 - ③ 各種確認や資料の求めに対して何ら回答なく、指定された提出期限が経過した場合
 - ④ 郵便物の不着など、預金者情報等に変更があった、若しくはあったと客観的に認められるにもかかわらず届出がない場合
 - ⑤ その他預金者が本規定に違反しまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当組合が判断した場合
- (3) 前項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当組合に届出した在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

1 5. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとし、ます。
 - ② 前号①の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前号①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して順序方法を指定することができるものとし、ます。
- (3) 第(1)項により相殺する場合の利息相当額の計算については、次のとおりとし、ます。
- ① この預金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとし、ます。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとし、ます。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとし、ます。
- (4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとし、ます。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとし、ます。

1 6. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、ます。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、ます。）
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。（記帳取引で記帳する取引が無かった場合を除く）
- ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと
 - (a) 残高証明書の発行依頼
- ⑥ 預金者等からの申出にもとづく契約内容又は顧客情報の変更があったこと。（喪失の届出も含む。ただし、当組合が把握できるものに限る。）

1 7. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い

日をいうものとします。

- ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限ります。）
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第(1)項第②号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第(1)項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと。
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと。（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）が行われたこと。
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第(3)項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第(3)項第②号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上